

コーポレート・ガバナンス報告書

2024 年 12 月 27 日

株式会社バレッグス

代表取締役社長 大本 朋之

問合せ先: 取締役 管理副本長

菊地 紘宗

(03) 3794-1115 (代表)

URL <https://balleggs.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社グループは、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	—
-----------	---

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大本 朋之	1, 599, 900	99. 99
素数株式会社	100	0. 01

支配株主名	大本 朋之
-------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

大本 朋之は当社の代表取締役です。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 7 名以内 監査等委員である取締役は 5 名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役 1 年 監査等委員である取締役 2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任しています。
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田 隆志	公認会計士											
厚井 久弥	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
和田 隆志	—	—	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。
厚井 久弥	—	—	弁護士資格を有し企業法務に関する高い知見と経験から法令遵守及びガバナンス強化の観点より、中立的な立場として提言・助言が頂けるものと判断し選任したものです。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室は代表取締役の指示の下、内部監査を行っておりますが、監査等委員会の指示に従い、共同して監査を実施することができ、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員3名のうち2名が社外取締役（公認会計士1名を含む）であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。

当社グループの内部監査は、内部監査室（1名）が主管部署として業務を監査しております。内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査室は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について共有しております。

監査等委員（会）は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査等委員（会）による監査の実効性を高めることとしております。

また、内部監査室による監査、監査等委員（会）による監査、会計監査人による監査、それぞれの実効性や効率を高めるため、内部監査室・監査等委員（会）・会計監査人の三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携の取れる場を定期的に設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当ありません。
---------------------------	----------

ストックオプションの付与対象者	該当ありません。
-----------------	----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。全取締役の総額及び社外取締役の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは主に管理部門で行っております。取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役が十分に検討する時間を確保できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、その他の重要な会議及び重要事項についても、必要に応じて資料の配布又は電子メール等を利用して事前説明等を行い、コミュニケーションを図ると同時に、社外取締役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
イ. 取締役会 当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名及び監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関す

る重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員会は、常勤取締役1名、非常勤取締役2名で構成されており、非常勤取締役2名は社外取締役です。常勤取締役は、会社の業務執行に精通し、取締役の職務執行を含む日常業務の監視・監督を行っております。非常勤取締役は、それぞれ弁護士、公認会計士として高い専門的な知見を有し、独立した立場から経営監視をすることとしております。監査等委員は、株主総会・取締役会への出席、及び社内的重要な会議への出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査等委員会で課題を共有・協議しております。また、会計監査人による会計監査や内部監査室との監査連携により、監査の有効性・効率性を図ることとしております。

ハ．会計監査人

当社グループは、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年9月期において監査を執行した公認会計士は柿原 佳孝氏、近田 直裕氏、倉谷 祐治氏の3名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他1名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ．内部監査室

当社グループの内部監査は、内部監査室（1名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署及び各子会社に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を行っております。

ホ．部長会議

当社グループの部長会議は、代表取締役、社内取締役及び各部長にて月2回開催しており、経営方針、営業戦略及び新規事業開発などを審議しております。部長会議で決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

ヘ．リスク・コンプライアンス委員会

当社グループは、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、取締役会の諮問機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は6か月に1回開催され、委員会で執行又は決議された事項は取締役会に対して報告又は上程され、取締役会で審議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当該事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら決定し、法的権限を有する監査等委員が独立した立場から業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

a) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、就業規則及びその他の規程を制定する。

② 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携のうえ、当社及び当社子会社に対する内部監査を実施する。

- ③ 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、当社総務人事部長又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。
- b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、当社及び当社子会社のリスク管理について、取締役会の諮問機関としてのリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク対応に必要な規程を定める等して、当社及び当社子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- d) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、毎事業年度ごとの当社及び当社子会社の事業計画及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・業務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- e) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の内部統制を担当する部署を定め、子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要な指導・支援を実施する。
- ② 当社は、関係会社管理規程において、当社子会社に対し、一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告させることとし、子会社の経営上重要な事項に関しては、原則として当社の取締役会報告事項とする。
- f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、常勤の監査等委員がいる場合は、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を原則として置かないが、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保する。
- g) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- h) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- ② 当社又は当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社及び当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

i)	当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
j)	当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
k)	その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。 ② 当社は、監査等委員会が、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保証する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。 (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断する事を基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「反社会的勢力対策規程」や「反社会的勢力チェックマニュアル」に従い、不動産仕入、売却、その他契約の締結に際し、専門機関のデータベースやインターネット検索を利用して、取引ごとに必ず取引の相手方が事前に反社会的勢力に該当するものでないかチェックしています。また、公益財団法人東京都暴力団追放運動推進都民センターに入会し、反社会的勢力に係る情報収集を行い、取引等の未然防止に努めております。 また、全従業員に対し、反社会的勢力排除規程の周知、反社チェックの概要及び運用方法について説明を実施しております。今後も、反社会的勢力排除の重要性、社内チェック体制について周知徹底していく方針です。
--

V. その他

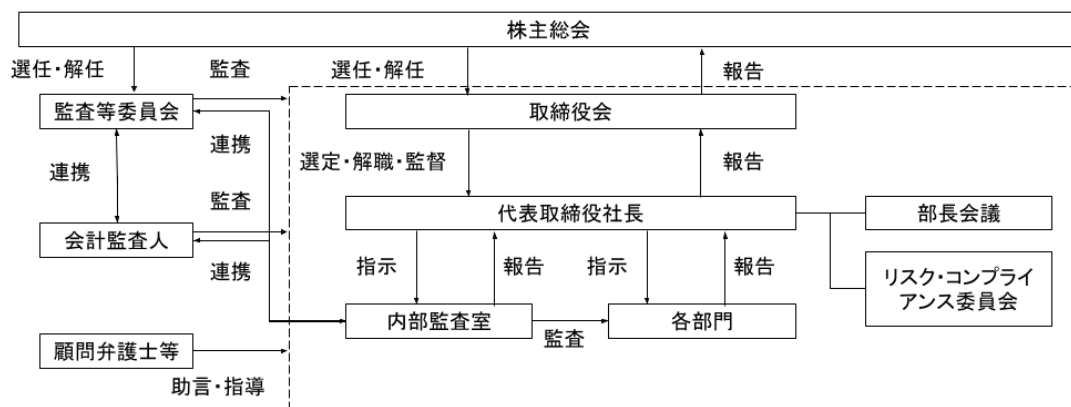
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

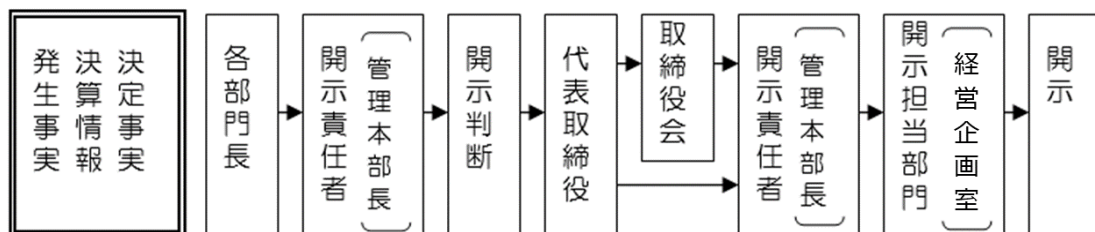
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上